

貝塚市合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、合併処理浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水(工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。)を併せて処理することにより、公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、貝塚市とする。

(事業の内容)

第3条 貝塚市は、合併処理浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置者に対し、設置に要する費用を助成する。

2 この事業の対象地域は、第4次貝塚市生活排水処理基本計画(令和8年制定)に基づく合併処理浄化槽設置推進区域のうち、市長が別に定める。

3 この事業の対象となる合併処理浄化槽は、次の各号に掲げるすべての条件を満たすものでなければならない。

(1) 住宅用であること。ただし、店舗等併用住宅においては、住宅部分の床面積が2分の1以上であること。

(2) 処理対象人員が10人槽以下であること。

(3) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第1項の規定による構造基準に適合していること。

(4) 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率が90%以上で、かつ、放流水のBODが $20\text{mg}/\ell$ (1日当たりの平均値)以下の性能を有するもの(合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するもの)であること。

4 事業の対象となる者は、次の各号に掲げるすべての条件を満たすものでなければならない。

(1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出に係る受理書の交付を受けた者

(2) 大阪府し尿浄化槽維持管理指導要領に基づき、適正に維持管理を行う者

(3) 継続的な使用を行う者

一部改正「平成11年」

一部改正「平成23年」

(工事施工監督)

第4条 市長は、この事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を
施工の現場において確認するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に基づき実施する事業に係る補助対象、補助金額、その他必要な事項
については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、
第3条第2項の改正規定は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定により合併浄化槽を設置す
る者に係る助成については、改正後の第3条第4項第1号の規定にかかわらず平成23年
9月30日までに大阪府浄化槽事務処理要領の規定により合併浄化槽の設置に係る申請書
が貝塚市に提出された者であって、同年10月31日までに、貝塚市合併処理浄化槽設置
整備事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）による交付申請を行い、
かつ、平成24年3月31日までに補助金交付要綱による実績報告書の提出があったもの
に係る助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

「貝塚市合併処理浄化槽設置整備事業の補助対象地域を定める件」

貝塚市合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱第3条第2項の市長が定める地域は、令和5年4月1日から次のとおりとする。

《補助対象地域》

1. 市街化調整区域。(ただし下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は同法25条の11第1項の事業計画に定められた予定処理区域を除く)
2. 大阪外環状線(国道170号線)より山手の市街化区域。(ただし下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は同法25条の11第1項の事業計画に定められた予定処理区域を除く)